

## 【ix 職業家庭兩立課關係】



## ○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

### (1) 改正育児・介護休業法の全面施行について（関連資料1、2参照）

男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現のための制度等を盛り込んだ改正育児・介護休業法が平成22年6月に施行された。また、平成24年7月に改正法が全面施行され、適用が猶予されていた一部の規定について、労働者数100人以下の事業主に対しても適用される。適用となる内容は以下のとおりである。

#### ①短時間勤務制度

- ・3歳に満たない子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とする。

#### ②所定外労働の制限

- ・3歳に満たない子を養育する労働者から請求があったとき、所定外労働を免除することを事業主の義務とする。

#### ③介護休暇

- ・介護のための短期の休暇制度（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

厚生労働省としては、現在、特に労働者数100人以下規模企業において、制度が早期に導入されるよう周知徹底を行うとともに、改正法の確実な履行確保を図っているところであり、各都道府県等におかれても引き続き御協力をお願いしたい。

### (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

（関連資料3、4参照）

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知を義務付けられる企業が従業員数301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大された。

平成24年1月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となった従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、94.1%となっており、各都道府県・市の周知、啓発に関するご協力に感謝申し上げます。

次世代育成支援対策推進法においては、企業が行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局

長へ委任)の認定を受けることができる。「子ども・子育てビジョン」においては、数値目標として、この子育てサポート企業数を平成26年度までに2,000企業とすることとされており、厚生労働省では周知啓発による認定促進に努めているところである。

地方自治体によっては、この子育てサポート企業に対し、入札参加資格の加算措置を設けたり、低利の融資を実施しているところもある。各都道府県・市におかれては、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう、こうした制度の創設をご検討いただくなど、子育てサポート企業認定制度の周知にご協力をお願いしたい。

なお、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた企業に対しては、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間に新築等をした建物について、32%の割増償却ができる税制優遇制度が設けられているため、これについても周知へのご協力をお願いしたい。

### (3) ファミリー・サポート・センター事業について（関連資料5参照）

子育て支援交付金の施策の1つとして、児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進しており、平成21年度からは病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

平成23年度事前協議ベースで基本事業は670市区町村、病児・緊急対応強化事業は106市区町村で実施されているところであるが、未だ全国展開に至っていないことから、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

また、ファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況を踏まえ、

- ・ 事故が発生した場合は当省に報告を求めることをお願いしたこと
- ・ 平成23年度より新たに、9項目24時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましいこととしたこと
- ・ 昨年10月に、講習の充実や事故事例及びヒヤリ・ハット事例の検証を行う等より一層の事故防止対策の徹底に努めていただきたい旨をお願いしたこと

等により、預かり中の児童の事故防止対策に取り組んでいるところである。

さらに、平成24年度より、時間数が24時間以上であるなどの要件を満たした講習を実施し、講習強化分として申請のあった自治体に対して、子育て支援交付金の交付ポイントを加算することを予定している。

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業の安全な事業実施に向けてご協力及びご尽力願いたい。



[職業家庭兩立課：関連資料]



# 仕事と家庭の両立支援対策の概要

## 法律に基づく両立支援制度の整備

### 妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理 (労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産を理由とする解雇の禁止 等

### 育児休業等両立支援制度の整備 (育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月="パパ・ママ育休プラス"※)まで(保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで)の育児休業
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。

(施行日:原則として平成22年6月30日。  
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。)

## 両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり

### 次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知(101人以上は義務、100人以下は努力義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)



### 助成金を通じた事業主への支援

- ・事業所内保育施設の設置・運営、短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

### 表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)

## その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進  
(イクメンプロジェクト)



保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業の運営

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

## 希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率

38% (平成21年) → 55% (平成29年)

男性の育児休業取得率

1. 38% (平成22年) → 10% (平成29年) → 13% (平成32年)

## 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。  
平成24年7月より、**常時100人以下の労働者を雇用する事業主に適用となる下線部分の制度について、特に周知にご協力いただきたい。**

### 1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

### 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

### 3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)

### 4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、赤字の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

子育てサポート企業認定促進にご協力いただきたい。  
 ・入札参加資格の加算措置の創設 ・くるみん税制の周知 等

## 行動計画の策定

- ・ 101人以上企業→義務
  - ・ 100人以下企業→努力義務
- ※改正法により平成23年4月から101人以上に義務化

## 届出・実施

- ・ 各都道府県労働局に届出
- ・ 計画の公表・従業員へ周知
- ・ 目標達成に向けて計画実施

## 計画終了・目標達成

- ・ 次期行動計画の策定・実施
- ・ 認定の申請

## 厚生労働大臣による認定

- ・ 一定の基準を満たす企業を認定
- ・ 企業は商品等に認定マークを使用可

## 行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
  - 2 内容
    - 目標 1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
      - 男性：年に〇人以上取得
      - 女性：取得率〇%以上
    - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
      - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
  - 目標 2 ノー残業デーを月に1日設定する。
  - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
    - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
- 目標・・・対策・・・

## 〇届出状況（平成24年1月末時点）

301人以上企業 14,733社 97.8%  
 101人以上300人以下企業 30,029社 94.1%  
 規模計届出企業数 68,831社

## 〇認定状況（平成24年1月末時点）

1,195社

## 認定基準

- ・ 行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・ 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・ 3歳から小学校入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・ 計画期間内に、男性の育児休業等取得率が70%以上かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。

## 次世代法に基づく認定を受けた企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、次世代法に基づく認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。



次世代認定マーク  
 「くるみん」

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況  
(平成24年1月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届届出企業数	① 常時雇用労働者301人以上の企業数		② 常時雇用労働者300人以下の企業数		(ア) 常時雇用労働者10人以上の企業数	(イ) 常時雇用労働者10人以下の企業数	認定企業数
				(A)	(B)	(C)	(D)			
1 北海道	454	1,236	2,413	444	1,969	1,188	781	96.1%	7	
2 青森県	110	315	583	110	473	315	158	100.0%	7	
3 岩手県	112	316	685	112	573	313	260	100.0%	4	
4 宮城県	207	531	923	204	719	496	223	93.4%	11	
5 秋田県	86	233	534	86	448	233	215	100.0%	5	
6 山形県	106	333	638	106	532	330	202	99.1%	3	
7 福島県	159	354	783	159	624	353	271	99.7%	7	
8 茨城県	222	540	999	220	779	529	250	98.0%	10	
9 栃木県	144	427	1,047	144	903	426	477	99.8%	10	
10 群馬県	152	436	1,100	150	950	430	520	98.6%	9	
11 埼玉県	426	1,122	2,126	423	1,703	1,105	598	98.5%	26	
12 千葉県	385	861	1,606	381	1,225	861	364	100.0%	24	
13 東京都	4,576	6,027	13,599	4,429	9,170	4,758	4,412	78.9%	535	
14 神奈川県	774	1,507	2,853	718	2,135	1,444	691	95.8%	36	
15 新潟県	240	615	1,320	237	1,083	615	468	100.0%	8	
16 富山県	111	398	1,530	111	1,419	397	1,022	99.7%	14	
17 石川県	127	375	1,234	127	1,107	374	733	99.7%	15	
18 福井県	66	251	763	65	698	251	447	100.0%	7	
19 山梨県	62	191	507	62	445	191	254	100.0%	9	
20 長野県	214	557	1,254	213	1,041	545	496	97.8%	23	
21 岐阜県	173	537	1,078	173	905	533	372	99.3%	22	
22 静岡県	367	848	1,836	367	1,469	848	621	100.0%	16	
23 愛知県	959	2,021	3,942	914	3,028	1,876	1,152	92.8%	53	
24 三重県	157	389	775	157	618	389	229	100.0%	12	
25 滋賀県	99	285	1,066	99	967	281	686	98.6%	13	
26 京都府	283	642	1,310	279	1,031	640	391	99.7%	28	
27 大阪府	1,391	2,240	4,269	1,369	2,900	2,050	850	91.5%	95	
28 兵庫県	484	1,272	2,348	483	1,865	1,272	593	100.0%	37	
29 奈良県	70	207	366	70	296	204	92	98.6%	8	
30 和歌山県	51	249	414	51	363	248	115	99.6%	4	
31 鳥取県	42	166	370	42	328	166	162	100.0%	5	
32 島根県	50	202	497	49	448	201	247	99.5%	3	
33 岡山県	196	454	1,092	194	898	445	453	98.0%	16	
34 広島県	347	806	1,988	343	1,645	801	844	99.4%	17	
35 山口県	115	375	1,005	115	890	375	515	100.0%	4	
36 徳島県	45	174	454	45	409	174	235	100.0%	8	
37 香川県	103	341	639	103	536	338	198	99.1%	11	
38 愛媛県	137	392	925	137	788	392	396	100.0%	10	
39 高知県	58	208	491	58	433	208	225	100.0%	3	
40 福岡県	491	1,169	2,433	484	1,949	1,154	795	98.7%	19	
41 佐賀県	65	243	453	65	388	242	146	99.6%	2	
42 長崎県	107	352	692	107	585	352	233	100.0%	1	
43 熊本県	130	440	872	128	744	438	306	99.5%	7	
44 大分県	85	313	782	83	699	311	388	99.4%	8	
45 宮崎県	76	276	630	76	554	276	278	100.0%	4	
46 鹿児島県	159	427	1,018	156	862	420	442	98.4%	12	
47 沖縄県	99	265	589	85	504	241	263	90.9%	7	
合計	15,072	31,918	68,831	14,733	54,098	30,029	24,069	94.1%	1,195	

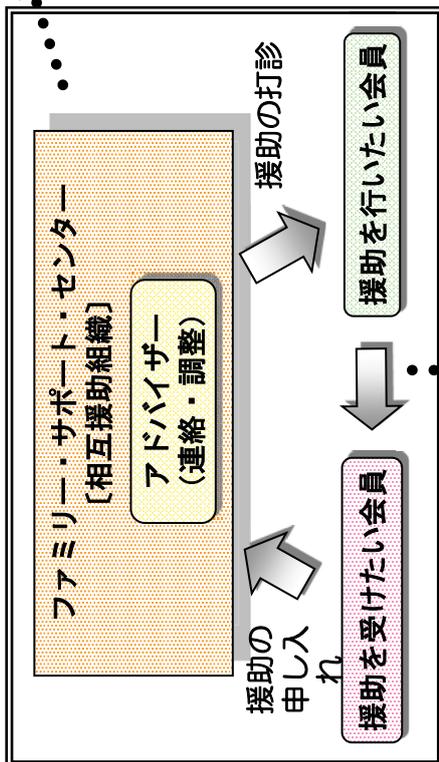
# ファミリー・サポート・センター事業について

## 事業概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うこととを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。平成21年度より、病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)も行っている。

○ 実施市区町村数	○ 会員数
・ 基本事業 670市区町村	・ 援助を受けたい会員 319,702人(297,558人)
・ 病児・緊急対応強化事業 106市区町村	・ 援助を行いたい会員 108,318人(90,263人)
※ 平成23年度事前協議ベース	・ 両方会員 38,246人(36,238人)
	※平成21年度未現在 ( )は平成20年度未現在

**ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、積極的な働きかけをお願いしたい。また、講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。**



## 相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 早期・夜間等の緊急時の預かり

## 事業内容

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
  - 相互援助活動の調整
- 〔万一事故が発生した場合に会員間の連絡、調整を行うことを含む〕
- 会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催

基本事業においては、平成23年度より「預かり中の子どもの安全対策のため、参加者として別に表示項目、時間(9項目24時間)を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。」としている。

平成24年度より、24時間を満たした講習を実施し、講習強化分として申請のあった自治体に対して、子育て支援交付金の交付ポイントを加算することを予定。

- 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催 など

【事故\*発生時の対応】 ※死亡事故や治療に要する期間が30日以上以上の負傷や疾病を伴う事故

- ・ 事故情報の収集及びそれを基にした再発防止対策
- ・ 事故が発生した場合の厚労省への報告 (参考)

平成18年4月1日から平成23年6月21日までの間に、15件の事故が発生

